

いつまでも元気で暮らしていくために

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課

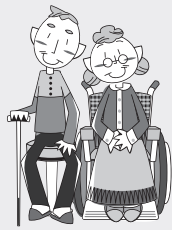
☎059・221・6883 / 6884

保険年金課

☎22・9660

FAX 26・0151

後期高齢者医療保険は、75歳以上のすべての人（生活保護受給の人は除く。）が被保険者です。また、65歳以上で一定の障がい*1があり、申請により後期高齢者医療広域連合（広域連合）の認定を受けた場合は加入できます。



*1 一定の障がいとは…

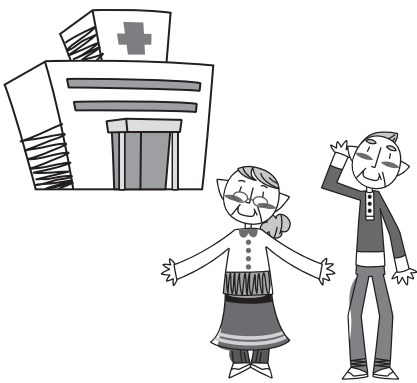
- 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級から3級、4級の一部（音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障がい）
- 療育手帳の重度障害（A）
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

被保険者証

■被保険者証が変わります

7月下旬に、新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合（1割または3割）を確認してください。

現在の被保険者証（若草色）は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。



住民税非課税世帯の被保険者が入院や通院をするときは…

世帯全員が住民税非課税の場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口へ提示すると、入院・通院時の窓口負担額や、入院時の食事代が限度額までの支払いになります。認定証の交付を受けるには、申請が必要です。※現在交付を受けている人も、8月1日に更新しますので、引き続き交付を希望する場合は、8月中に申請をしてください。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。原則7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

平成27年度
年間保険料額
【限度額 57万円】

均等割額
43,050円
+

所得割額
総所得金額等*2から
33万円を引いた額に
8.30%をかけた額

*2 総所得金額等とは…

- 平成26年中の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
- 遺族年金や障害年金は収入に含み

○均等割額の軽減基準

同一世帯の被保険者・世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円+被保険者数×26万円以下	5割	21,525円
33万円+被保険者数×47万円以下	2割	34,440円



保険料の軽減措置

○各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

①所得が低い世帯の人に対する軽減均等割の軽減

○世帯は4月1日（年度途中に資格取得された人は資格取得日）現在の状況で判定します。
○65歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除して計算します。

○事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

■所得割の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下の場合、所得割を5割軽減します。

②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。
該当する人には軽減措置を行った

後の保険料額を通知しますが、協会けんぽなどの被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課にお知らせください。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

※昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。



①特別徴収となる人

年間保険料額の決定通知書をお送りしますので、10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。

※年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。（申請の時期により変更時期が異なります。）

②普通徴収となる人

年間保険料額の決定通知書・納付書を送付します。

保険料は納期限内に納めてください。納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。納期限は、納付書に記載しています。

◆納付書払いから口座振替への変更をお勧めします

□座振替の手続きをすると納め忘れがなく便利です。
金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは納付書の最後のページをご覧ください。

保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

